

法令トピックス

令和4年1月号

【経営】在籍型出向支援の推進のため、新たなリーフレットを公表

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取り組みがみられています。厚生労働省では、こうしたコロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り組みを支援するため、地域の関係機関等と連携することなどにより、出向情報やノウハウの共有、出向の送り出し企業や受け入れ企業の開拓などを推進しています。また、助成金（産業雇用安定助成金）を用意して、そのような在籍型出向を推進しており、新たなリーフレットと、ハンドブック（第2版）を公表し、さらなる周知を図っています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220105-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html

【経営】職場における労働衛生基準が変わりました

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、一部の規定を除き、同日から施行されています。この改正により、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準が改正されており、厚生労働省より「職場における労働衛生基準が変わりました～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～」の、リーフレットが公表されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220105-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>

【労務】令和4年4月1日より「くるみん認定・プラチナくるみん認定」の認定基準が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。また、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定・特例認定を受けることができます。令和4年4月1日からこれらの認定制度が改正されます。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220105-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>